

# 質問回答表

業務名： 新港ふ頭 11 号岸壁背後磁気探査業務委託 (R2)

質 問 内 容	<p>磁気探査業務価格における最低制限価格は「建設に係る業務委託の最低制限価格」、潜水探査業務価格における最低制限価格は「建設工事等に係る最低制限価格」が採用されているか教示願います。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜の用紙を追加してください。</p>
------------------	---

(回答)

1. 最低制限価格は、磁気探査業務及び潜水探査業務ともに「建設に係る業務委託の最低制限価格」として算定しています。  
※最低制限価格取扱要領は令和元年8月8日通知の最新版を採用。